⑸　補助事業の評価
　補助金の交付を受けようとする法人は、本財団が定める方法により、実施しようとする事業の事前評価及び事業完了後の事後評価を行い、その結果を提出するものとする。
　なお、事業完了後一定期間経過後の追加評価が適当であると認められる事業については第２次事後評価を行い、その結果を提出するものとする。
　本財団は、それらも踏まえて、補助事業の評価を実施し、補助内容の見直しに反映する。

６．補助事業実施期間

補助事業は、平成22年４月１日（木）以降に事業を開始し、平成23年３月31日（木）までに完了するものとする。

７．補助金交付要望書の提出及び決定方法

⑴　「１．公益の増進」、「２．社会福祉の増進」に係る要望
①　補助金交付要望書提出先
　本財団　公益振興チーム又は福祉振興チーム。
　ただし、「２．社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県の共同募金会を経由して、本財団へ提出するものとする。
②　補助金交付要望書受付期間
　平成21年８月10日（月）から平成21年９月30日（水）午後５時まで。（「２．社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県共同募金会の受付期間）
　郵送の場合は期間内必着。
③　補助金交付要望書提出にあたっての事前相談
　補助金交付要望書の提出に際しては、９月11日（金）までに本財団の補助事業担当者と事前に相談し、『公益事業振興補助事業の「補助金交付要望書」作成要領』に従い書式を整えるよう努めること。
　ただし、「２．社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」については、当該都道府県の共同募金会に事前に相談に努めた上で、当該共同募金会を経由して、本財団に補助金交付要望書を提出すること。

⑵　「３．非常災害の援護等」に係る要望
①　補助金交付要望書提出先
　１）⑴の①「災害救助事業」に係る要望
　　本財団　公益振興チーム。
　２）⑴の②「臨時福祉施設整備・運営事業」及び③「臨時福祉活動事業」に係る要望
　　（福）全国社会福祉協議会を経由して本財団。
　　ただし、特別の法律に基づいて設立され、非常災害時の救護を行うことを目的とする法人については、この限りでない。
　３）⑴の④「緊急医療に関する調査研究事業」に係る要望
　　本財団　公益振興チーム。
②　補助金交付要望書受付期間
　平成22年４月１日（木）から平成23年３月31日（木）まで。郵送の場合は期間内必着。
　ただし、「３．非常災害の援護等」の⑴の②「臨時福祉施設整備・運営事業」及び③「臨時福祉活動事業」に係る要望については、災害発生後６か月以内とする。

⑶　「４．地域振興」に係る要望
①　補助金交付要望書提出先
　本財団　公益振興チーム又は福祉振興チーム。
②　補助金交付要望書受付期間
　原則として事業実施の初日の２か月前まで。

⑷　補助金交付要望書提出
　手続の詳細については、本財団に照会すること。
（「２．社会福祉の増進」に係る要望のうち、「福祉車両等整備事業」の要望については、当該都道府県共同募金会にも照会可）

財団法人ＪＫＡ公益事業振興グループ
郵便番号　102―8011
東京都千代田区六番町４番地６（英全ビル）
〔公益振興チーム（公益の増進、非常災害の援護、地域振興）〕
電話03（3512）1276
〔福祉振興チーム（社会福祉の増進）〕
電話03（3512）1278
問い合せ時間　平日の午前９時30分から午前12時まで
　　午後１時から午後５時30分まで
Ring!Ring!　ホームページ　http://ringring-keirin.jp

⑸　本財団は、補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて、調査、ヒアリング等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して参考となる書類の提出を求めることがある。
　なお、「２．社会福祉の増進」に係る要望のうち、施設の整備事業（「高齢者生活運営共同住宅」（高齢者生き活きグループリビング）及び「作業所」の整備事業は除く。）の要望については、審査にあたり都道府県知事（指定都市又は中核市において実施される事業については、当該市長）の意見書を必要とする。

⑹　本財団は、上記⑸の審査の結果を踏まえ、公益事業振興補助事業審査・評価委員会で補助事業の選定について意見を聴取した上、補助事業計画を作成し、自転車競技法第27条の規定並びに小型自動車競走法第31条の規定により経済産業大臣の認可を得た後、当該要望書を提出した者に対し、結果を連絡する。

別表１（重点事業）

⑴　児童虐待防止に資する施設	
	児童養護施設
	地域小規模児童養護施設（※１）
	情緒障害児短期治療施設
	情緒障害児短期治療施設付属学習施設（※２）
	児童自立支援施設
⑵　障害者の地域活動のための施設	
	障害者地域活動拠点施設（※３）
⑶　身体障害者補助犬の普及のための施設	
	盲導犬繁殖施設
	盲導犬訓練施設
	盲導犬ケア施設
	聴導犬普及に係る施設
	介助犬普及に係る施設

（※１）本体施設と一体的に利用する場合に限る。
（※２）教員により学校教育を行う施設に限る。
（※３）基本的仕様は、別に定める「障害者地域活動拠点施設の概要」による。